

会員通知 第48号
平成19年 6月29日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所
理事長 伊藤 義郎

合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行等に伴う「株券上場審査基準」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「株券上場審査基準」等の一部改正を行い、平成19年7月1日から施行しますので、御通知いたします。

今回の改正は、本年5月に、いわゆる合併等対価の柔軟化に係る会社法（平成17年法律第86号）が施行されており、これにより、子会社を通じて組織再編行為を行う場合に、その対価として当該子会社の株式ではなく親会社の株式を対象会社の株主に交付する、いわゆる三角組織再編に関する制度の利用が可能となりました。

そこで本所では、既存の上場会社の株主保護に配慮しつつ、現在、上場会社の組織再編について相手方の非上場会社に適応されるテクニカル上場制度を三角組織再編の場合にも適用するなど、株券上場審査基準等の一部改正を行うものです。

改正の概要は、以下のとおりです。

1. 三角組織再編に伴うテクニカル上場制度の整備

合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行に伴い、三角組織再編におけるテクニカル上場の審査手続きを整備します。

(1) 適用範囲

- ・上場会社を消滅会社とする合併や上場会社を完全子会社とする株式交換・株式移転を行う際に、存続会社・新設会社や完全親会社となる会社が発行する株券等を交付する場合だけでなく、当該会社の親会社が発行する株券等を交付する場合（当該親会社が外国会社である場合を除く。）についても、現行のテクニカル上場に係る株券上場審査基準等を適用することとします。

(2) 不適当な合併等に係る対応

- ・三角組織再編に伴いテクニカル上場申請を行う者は、当該組織再編により消滅会社又は完全子会社となる上場会社が実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、上場後3年間における企業の継続性及び収益性等に関する見込みについて記載した書面を提出するとともに、上場後3年以内に株券審査基準に準じた基準に適合するよう努めるものとします(テ

クニカル上場時に株券上場審査基準に準じた基準を満たす見込みがある場合を除く。)

- ・ 不適当な合併等に係る「株券上場審査基準に準じた基準」に基づく審査は、従来どおり、原則として株券上場審査基準第2条、第4条、第5条及び第6条に定める新規上場申請者についての審査に準じて行うものとします。

(3) 上場会社における情報開示

- ・ 三角組織再編（テクニカル上場を行わない場合も含む。）に伴う適時開示については、対価に関する情報の充実を確保するため、対価たる株式を発行する会社に関する情報、当該株式を対価として選択した理由及びその相当性や換価方法等について記載することを要請します。

2. その他

その他所要の改正を行います。

以 上

合併等対価の柔軟化に係る会社法の施行等に伴う株券上場審査基準等の一部改正新旧対照表

目 次

| | (ページ) |
|--|-------|
| 1. 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表 | 1 |
| 2. 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表 | 5 |
| 3. 転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表 | 6 |
| 4. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表 | 9 |
| 5. 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表 | 11 |
| 6. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの 一部改正新旧対照表 | 13 |
| 7. 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表 | 17 |

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) 上場株券が、その上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がアンビシャスの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。)</p> <p>当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。)</p> <p>(2) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合(上場会社が当該行為を行うと</p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、同項第1号から第7号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準、同基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。</p> <p>(1) 上場株券が、その上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)の合併による解散により上場廃止となる場合(上場会社がアンビシャスの上場会社と新設合併する場合において、上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。)</p> <p>当該合併に係る新設会社又は存続会社</p> <p>(2) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合又はこれに準ずる状態となる場合(上場会社が当該行為を行うと</p> |

もに、アンビシャスの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。) 当該他の会社又は当該他の会社の親会社(当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。)

(3) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、アンビシャスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)に限る。) 当該他の会社(当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。)

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使

もに、アンビシャスの上場会社が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。) 当該他の会社

(3) 上場会社(アンビシャスの上場会社を除く。以下この号において同じ。)が、人的分割(分割に際し、分割する会社の株主に承継会社又は新設会社の株式の全部又は一部を交付する会社の分割をいう。以下同じ。)を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合(当該他の会社が上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場合(上場会社が当該行為を行うとともに、アンビシャスの上場会社が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社について上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。)に限る。) 当該他の会社

(アンビシャスへの上場審査基準)

第6条 (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に規定する「株主の権利内容及びその行使

が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券がアンビシャスの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合（アンビシャスの上場会社が上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）と新設合併する場合において、アンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。）当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該合併に際して交付する場合に限る。）

(2) アンビシャスの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合（アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。）当該他の会社又は当該他の会社の親会社（当該会社が発行者である株券を当該株式交換、株式移転その他の方法に際して交付する場合に限る。）

(3) アンビシャスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第3号の規定による同基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がアンビシャスの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場

が不当に制限されていると本所が認めた場合」及び同条第19号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1) 上場株券がアンビシャスの上場会社の合併による解散により上場廃止となる場合（アンビシャスの上場会社が上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）と新設合併する場合において、アンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。）当該合併に係る新設会社又は存続会社

(2) アンビシャスの上場会社が、株式交換、株式移転その他の方法により他の会社の完全子会社となる場合（アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合において、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないときを除く。）当該他の会社

(3) アンビシャスの上場会社が、人的分割を行うに当たり、その吸収分割契約又は新設分割計画に基づき他の会社に上場契約を承継させようとするにより株券上場廃止基準第2条の2第3号の規定による同基準第2条第12号後段に該当して上場廃止となる場合（当該他の会社がアンビシャスの上場会社の主要な事業を承継するものと本所が認める場

合（アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。） 当該他の会社（当該会社が発行者である株券を当該人的分割に際して交付する場合に限る。）

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

合（アンビシャスの上場会社が当該行為を行うとともに、上場会社（アンビシャスの上場会社を除く。）が当該行為を行う場合にあつては、当該行為後の当該他の会社についてアンビシャスの上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めるときを除く。）に限る。） 当該他の会社

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第2項の規定の適用を受けて上場した場合(新設合併、株式移転又は新設分割をする場合における<u>当事者</u>すべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第2項各号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社(同項各号に該当する前においては、<u>審査対象</u>である非上場会社として本所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10)～(19) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。</p> | <p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(アンビシャス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>次のa又はbに掲げる場合において、当該a又はbに該当すると本所が認めた場合</p> <p>a (略)</p> <p>b 会社が株券上場審査基準第4条第2項の規定の適用を受けて上場した場合(当事者すべて上場会社である場合を除く。)</p> <p>当該会社について株券上場審査基準第4条第2項各号に定める上場会社が実質的な存続会社でないと本所が認めた場合において、当該会社(同項各号に該当する前においては、<u>当事者</u>である非上場会社として本所が認める者をいう。)が3か年以内に株券上場審査基準に準じて本所が定める基準に適合しないとき。</p> <p>(10)～(19) (略)</p> |

転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) <u>上場会社又は上場会社の子会社</u>が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)</u>であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。</p> <p>(2) <u>上場会社又は上場会社の子会社</u>が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>転換社債型新株予約権付社債券(当該吸収合併に係る存続会社である上場会社又は存続会社の親会社である上場会社が発行者であるものに限る。)</u>であり、かつ、当該合併により当該被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> | <p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の上場審査については、当該各号に定める基準によるものとする。</p> <p>(1) 上場会社が他の上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。</p> <p>第4条第2項各号に掲げる基準に該当しないものであること。</p> <p>(2) 上場会社が国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社を吸収合併する場合において、上場申請銘柄が、被合併会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される<u>もの</u>であり、かつ、当該合併により当該転換社債型新株予約権付社債券が国内の他の証券取引所において上場廃止されるものであること。</p> <p>前項第2号に掲げる基準に適合するものであること。</p> |

(3) 上場会社が他の会社に吸収合併される場合(第1号に該当する場合を除く。)又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付される転換社債型新株予約権付社債券(株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受ける新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社が発行者であるものに限る。)であり、かつ、当該合併による解散により当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 当該新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社の発行する株券が、当該銘柄と同時に上場されるものであること。

b (略)

(4)～(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)又は当該他の会社の親会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社又は当該他の会社の親会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 上場会社が他の非上場会社に吸収合併される場合又は新設合併を行う場合において、上場申請銘柄が、当該上場会社の発行した転換社債型新株予約権付社債券と引換えに交付されるものであり、かつ、当該合併による解散により当該転換社債型新株予約権付社債券が本所において上場廃止されるものであって、存続会社又は新設会社が株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第6条第2項第1号の適用を受けるとき。

次のa及びbに適合していること。

a 存続会社又は新設会社の発行する株券が、当該銘柄が同時に上場されるものであること。

b (略)

(4)～(6) (略)

4 前3項の規定にかかわらず、上場会社又は国内の他の証券取引所に株券が上場されている非上場会社が、株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合において、当該完全子会社となる会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券が、国内の証券取引所において上場廃止されるものであり、かつ、当該転換社債型新株予約権付社債券と引換えに、当該他の会社(上場会社である場合に限る。)の発行する転換社債型新株予約権付社債券が交付される場合の当該他の会社の発行する転換社債型新株予約権付社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。

(1)・(2) (略)

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券が<u>地場銘柄である場合の当該株券</u> (これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。) に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条第1項の規定の適用を受けて上場される株券が<u>地場銘柄である場合の当該株券</u> (同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。) に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> | <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第4条第2項第1号若しくは第2号又は第6条第2項の規定の適用を受けて上場される株券 (これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。) に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、有価証券上場規程第9条第1項の規定の適用を受けて上場される株券 (同項ただし書に規定する上場廃止となる銘柄が貸借銘柄である場合に限る。) に対する最初の選定審査においては、前項第1号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>7～9 (略)</p> |
| <p>(選定の時期)</p> | <p>(選定の時期)</p> |
| <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定並びに第2項第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間に、<u>第2項第2号の制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、これらの規定に定める日のほか、その翌日からその6か月目の月の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。</u></p> | <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定 <u>(事業年度の末日の3日前 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。)) の日 (事業年度の末日が休業日に当たるときは事業年度の末日の4日前の日) 以後に上場された銘柄のうち、上場後最初の同項に定める日において上場後最初の選定審査を行うものに係る選定を除く。</u> 並びに第2項第2号、第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、</p> |

これらの規定に定める日のほか、その翌日からその3か月目の月の応当日までの間にそれぞれ行うことができる

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行し、改正後の第4条第3項の規定は、この改正規定施行の祭、制度信用銘柄に選定されていない銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月1日以降に選定できるものに限る。）に係る制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄に選定されていない地場銘柄（改正前の第4条第3項の規定により平成19年7月1日以降の日に選定できるものに限る。）に係る貸借銘柄の選定について適用する。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 株券上場審査基準第4条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条第9号bに規定する実質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）</u></p> <p>(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 株券上場審査基準第6条第2項第1号又は第2号の規定の適用を受ける新規上場申請者が、同項第1号に定める存続会社の親会社又は同項第2号に定める当該他の会社の親会社であり、かつ、同項第1号又は第2号に規定する上場会社が株券上場廃止基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する実</u></p> | <p>3. 第3条（新規上場申請手続）第3項関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) 第2号cに規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げる書類をいうものとする。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> |

質的な存続会社でないと見込まれる場合には、同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する期間における企業の継続性及び収益性に関する見込み並びに当該期間内に同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する本所が定める基準に適合するよう努める旨について記載した書面（当該新規上場申請者が、同基準第2条の2第3号において読み替えて適用する同基準第2条第9号bに規定する本所が定める基準に適合する見込みがある場合を除く。）

付 則

この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p>dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項</p> <p>次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び<u>(f)</u>に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>他の会社と株式交換を行う場合(非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。)</u></p> <p>当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに</p> <p>(f) <u>他の会社の完全子会社となる株式交換を行う場合(当該他の会社(非上場会社である場合に限る。))又は当該他の会社の親会社(非上場会社である場合に限る。)</u>の株券について株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)又は<u>非上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合</u></p> | <p>5. 第5条（決定事項等に係る通知及び書類の提出）関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第1項に規定する書類の提出は、次のaからnまでに掲げる事項について決議又は決定を行った場合に、当該aからnまでに定めるところにより行うものとする。</p> <p>a～dの2 (略)</p> <p>dの3 第2条第1項第1号fの2に掲げる事項</p> <p>次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び<u>(f)イ</u>に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p> <p>(a)～(d) (略)</p> <p>(e) <u>他の上場会社を完全子会社とする株式交換を行うとき</u></p> <p>当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式交換に係る株式比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに</p> <p>(f) <u>非上場会社と株式交換を行う場合(上場会社が当該株式交換により完全子会社となる場合にあつては、株式交換後の当該非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)</u></p> |

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 他の会社と共同して株式移転を行う場合

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 取締役会決議後遅滞なく

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)に掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意する

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。) 作成後直ちに

dの4 第2条第1項第1号fの3に掲げる事項

次の(a)から(d)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)及び(d)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(a)・(b) (略)

(c) 上場会社と共同して株式移転を行うとき

当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該株式移転に係る株式移転比率に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

(d) 非上場会社と共同して株式移転を行う場合(新設会社の株券について株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 取締役会決議後遅滞なく

ロ 前(c)に規定する書面 作成後直ちに

e 第2条第1項第1号gに掲げる事項

次の(a)から(f)までに掲げる書類。この場合において、上場会社は、(a)、(b)、(d)及び(f)イに掲げる書類を本所が公衆の縦覧に供することに同意す

ものとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 他の会社と合併する場合(上場会社が非上場会社を吸収合併する場合であって上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。)

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

(f) 他の会社と合併する場合であって上場会社が当該合併により解散するとき(新設会社である非上場会社若しくは存続会社である非上場会社又は存続会社の親会社である非上場会社の株券について株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。) 又は非上場会社を吸収合併する場合

非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

eの2~eの5 (略)

eの6 第2条第1項第1号sに掲げる事項

本所に上場している法第27条の2第1項に規定する株券等(以下、この5.において「株券等」という。)の同項に規定する公開買付け(以下、この5.において「公開買付け」という。)により当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は当該上場会社の子会社が発行者である株券等であって本所に上場しているものの公開買付

るものとする。

(a) ~ (d) (略)

(e) 他の上場会社と合併する場合

合併当事会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、当該合併に係る合併比率に関する見解を記載した書面作成後直ちに

(f) 非上場会社と合併する場合(上場会社が当該合併により解散する場合にあつては、合併後の会社の株券について株券上場審査基準第4条第2項又は第6条第2項に係る上場申請が行われるときに限る。)

イ 非上場会社の事業の概況、事業の状況及び設備の状況等を記載した本所所定の「非上場会社の概要書」 決議又は決定後遅滞なく

ロ 前(e)に規定する書面(上場会社が会社法第796条第3項の規定の適用を受けるときを除く。) 作成後直ちに

eの2~eの5 (略)

(新設)

けを行う場合は、当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

e の 7 第 2 条第 1 項第 1 号 t に掲げる事項

(新設)

当該上場会社が発行者である株券等の公開買付けにより当該株券等が上場廃止となる見込みがある場合又は公開買付者が当該上場会社の役員、当該上場会社の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であつて当該上場会社の役員と利益を共通にする者若しくは当該上場会社の親会社である場合は、当事会社以外の者であつて、企業価値又は株価の評価に係る専門的知識及び経験を有するものが、買付け等の価格に関する見解を記載した書面 作成後直ちに

f ~ n (略)

f ~ n (略)

(4) ~ (7) (略)

(4) ~ (7) (略)

付 則

この改正規定は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第9号bに規定する「<u>審査対象</u>である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社若しくは非上場会社の子会社と合併する場合における当該非上場会社（<u>当該非上場会社が株券上場審査基準第4条第2項第1号の規定の適用を受ける場合に限る。</u>）、非上場会社若しくは非上場会社の子会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社（<u>当該非上場会社が同項第2号の規定の適用を受ける場合に限る。</u>）又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社（<u>当該非上場会社が同項第3号の規定の適用を受ける場合に限る。</u>）をいう。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(10)～(15) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成19年7月1日から施行する。</p> | <p>1. 第2条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 不適当な合併等</p> <p>a～d (略)</p> <p>e 第9号bに規定する「<u>当事者</u>である非上場会社として本所が認める者」は、非上場会社と合併する場合における当該非上場会社、非上場会社の完全子会社となる場合若しくはこれに準ずる状態となる場合における当該非上場会社又は非上場会社と会社の分割を行う場合における当該非上場会社をいう。</p> <p>f・g (略)</p> <p>(10)～(15) (略)</p> |